

都道府県薬剤師会実務実習担当役員 殿

日本薬剤師会

担当副会長 田尻 泰典

**認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領及び
認定実務実習指導薬剤師養成講習会実施要綱の一部改正について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日ごろは、認定実務実習指導薬剤師養成事業に多大なご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センター（以下「センター」）では、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版の運用状況等を踏まえ、それに対応した認定実務実習指導薬剤師認定制度とするため、標記実施要領並びに実施要綱を一部改正のうえ、本年4月1日から適用すると共に、標記講習会における講座構成並びに講義内容を刷新した旨につき、本会宛、別紙のとおり通知がありましたので、ご案内申し上げます。

つきましては会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、今般の改正は種々重要な変更が含まれておりますので、貴会にて十分ご確認賜りますと共に、貴会認定実務実習指導薬剤師、及び今後ワークショップ、講習会を受講のうえ新たに認定申請を予定する関係者等に、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 別紙通知文の記11に記載の、講習会及びワークショップに関し、受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講票は無効であること、及び受講証の有効期間が6年間であることにつきましては、センターより特に強く周知依頼がなされておりますので、ご留意願います。また、更新講習の受講証の有効期間については3年間と設定されていること、現に交付済みの受講証についても使用できる期限が設定されていることも、併せてご留意ください。
2. 上記1に加え、ワークショップ並びに講習会の実施主催者においては、受講者が受講資格を満たしていることを事前に確認することとされておりますので、この点も併せてご留意願います。
3. 今般講習会の講義内容等が大きく変更されますが、新たな要綱においても、テキストは実施主催者が準備することとされています。このため本会では、従来通りテキストを製本化のうえ、希望する都道府県薬には有償頒布いたします。頒布開始時期並びに頒布方法等につきましては、後日改めてご案内申し上げます。

以上



日薬研発第 345号
平成30年 3月 6日

公益社団法人日本薬剤師会
会長 山本信夫様

公益財団法人日本薬剤師研修センター



理事長 豊島



認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領及び
認定実務実習指導薬剤師養成講習会実施要綱の一部改正について

平成25年の薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂及びその適用状況を踏まえ、それに対応した認定実務実習指導薬剤師認定制度とするため、今般、標記実施要領及び実施要綱の一部改正を行い、平成30年4月1日より適用することとしました。

これらの主な改正点は下記のとおりですので、ご了知のうえ、誤謬の生じないようお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、標記講習会に用いる講義DVD及び講義スライド(PDF)収録CDを新たに作成しましたので、別途お送りします。

おって、記11のとおり講習受講者への周知等を規定したことに準じ、ワークショップ形式の研修においても、受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効であること及び受講証の有効期間が6年間であることを受講しようとする者に対して周知すること並びに実施主催者において受講資格を満たしていることを確認するよう、お願いいたします。

記

1. 認定実務実習指導薬剤師の基本的素養等として、「認定取得後も継続的かつ日常的に薬剤師実務に従事する見込みがあること」及び「実務実習生の受入期間中、恒常的に指導することができること。」を追加して規定したこと。
2. 講習会形式の研修(新規講習)として、これまでの講座に替えて、講座①(薬剤師の理念)、講座②(薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン)及び講座③(学生の指導(法的問題)、学生の指導(薬局関係)及び学生の

指導（病院関係）を規定したこと（受講はこの順序とする）。また、同様に、更新講習として、講座④（薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン：内容は講座②に同じ）を規定したこと。

- 3 修了証又は受講証の有効期間（新規講習6年間、更新講習3年間）を定めたこと。
- 4 認定申請の際の、勤務要件を新たに定めたこと。
- 5 本規程における「薬剤師実務経験」あるいは「薬剤師実務に従事」の基準として、
①勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限ること及び②大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないことを明示したこと。
- 6 認定申請の際に提出する修了証又は受講証は、すべての場合において、正本に限ることとしたこと。
- 7 新規申請における履歴書の様式を定めたこと。また、新規申請又は更新申請における履歴書の記載事項についての留意点を改正したこと。
- 8 新規認定申請の場合、薬剤師免許証の写しを必要とすることとしたこと。
- 9 平成30年3月31日までに交付された次の修了証又は受講証は、平成32年4月1日以降無効となり、認定申請に使用できなくなること。
 - (1) ワークショップ形式の研修において交付された修了証（研修修了日が平成30年3月31日までのもの）
 - (2) 講座ア、講座イ、講座ウ及び講座オ並びにかつて実施した厚生労働省補助事業による講習会において交付された受講証
 - (3) 更新講習（講座カ）において交付された受講証
- 10 平成30年3月31日までに交付された修了証又は受講証は、平成32年3月31日までは認定申請に使用できるが、その際に留意すべき事項を規定したこと。
- 11 認定実務実習指導薬剤師養成講習会実施要綱において、受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効であること及び受講証の有効期間が6年間であることを受講しようとする者に対して周知すること並びに実施主催者において受講資格を満たしていることを確認すること等を規定したこと。

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

1. 目的

認定実務実習指導薬剤師認定制度は、6年制薬学教育制度下の薬学生に対して医療の現場における実務実習の際に指導に当たることのできる薬剤師の認定を行うことにより、社会的要請に応えられる薬剤師の養成に資することを目的とする。

2. 名称等

本制度により認定された薬剤師を「認定実務実習指導薬剤師」と称し、認定証を交付する。

3. 認定実務実習指導薬剤師認定委員会

- (1)本制度に関する必要な事項を検討するため、公益財団法人日本薬剤師研修センターに認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- (2)委員会は、委員5名以内を以て構成し、うち1名を委員長とする。
- (3)委員は、公益財団法人日本薬剤師研修センター代表理事（以下「代表理事」という。）が委嘱する。
- (4)委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期途中で退任した委員の後任の委員の任期は前任者の残余期間とする。
- (5)委員長は、委員の互選により選任する。
- (6)委員会の会議は、委員の過半数の出席を以て成立する。議決は、出席委員の過半数によって行う。
- (7)その他委員会に関して必要な事項は、委員長と代表理事が協議して定める。

4. 認定の資格要件

(1)認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養等

認定実務実習指導薬剤師は、次の素養等を有する者とする。

- ①十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っていること。
- ②薬剤師を志す学生に対する実習指導に情熱を持っていること。
- ③常日頃から職能の向上に努めていること。
- ④実習の成果について適正な評価ができること。
- ⑤認定取得後も継続的かつ日常的に薬剤師実務に従事する見込みがあること。
- ⑥実務実習生の受入期間中、恒常的に指導することができること。

(2)認定要件

次の認定実務実習指導薬剤師養成研修をすべて修了した薬剤師であること。

①ワークショップ形式の研修

一般社団法人薬学教育協議会が認めるワークショップとする。

なお、平成22年度までに開催された認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ又は平成16年度以前の薬学教育者ワークショップを含む。

②講習会形式の研修

講座① 薬剤師の理念

講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン

講座③ 学生の指導（法的問題）、学生の指導（薬局関係）及び学生の指導（病院関係）

なお、講習会形式の研修は、講座番号の若い順に受講するものとする。

③修了証又は受講証の有効期間

ワークショップ形式の研修の修了証（研修修了日が平成30年4月1日以降のものに限る。）又は講習会形式の研修の受講証（研修修了日が平成30年4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、研修修了日又は研修受講日から6年間とする。有効期間を過ぎた修了証又は受講証は無効である。

(3)勤務要件

6. に定める認定申請の際、直近1年以上継続的に病院又は薬局において薬剤師実務に従事（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）していること。

5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」には、大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まない。

①実務経験

薬剤師実務経験（病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。以下同じ。）が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となつてからでなければ行うことができない。

②勤務状況

薬剤師実務経験が、受講しようとする時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）している者であること。

③勤務先等の望ましい条件

ア 病院の場合

- (ア) 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。
- (イ) 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。
- (ウ) 一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ 薬局の場合

- (ア) 薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。
- (イ) 「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。
- (ウ) 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。

(エ) 薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

6. 認定申請

(1) 提出書類等

①申請書（別紙 認定実務様式1）

②ワークショップの修了証（正本）

ただし、5. に規定する認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた修了証は無効である。

③講習会（講座①、②及び③）の受講証（正本）

ただし、5. に規定する認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。

④履歴書（別紙 認定実務様式1-4）

最終学歴から現在までの職歴、薬剤師実務経験が確認できるよう記載すること。このうち、薬剤師実務経験については、勤務した各施設における1週間当たりの勤務時間数を記載すること（1週間当たりの勤務時間数が一定でない場合は、最短の時間数を記載する）。また、薬局における薬剤師実務経験の場合は、勤務した薬局店舗名を記載すること（薬局を開設している会社名のみ記載は不可）。このほか、連続して1か月以上実務から離れた場合は、その期間及びその事由も記載すること。

⑤薬剤師免許証の写し

⑥通常はがき（認定通知書用）1枚

通常はがき（従前の官製葉書のこと。私製葉書は不可。）に、申請者の宛先及び宛名を記載すること。

⑦認定申請料振込明細の写し

(2) 書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 認定実務実習指導薬剤師認定係

郵便番号107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

(3) 認定申請料振込先

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00130-5-119292

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号：〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0119292

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

7. 登録、認定証及び公表

(1) 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録

認定者の氏名、住所、認定番号、認定年月日及び勤務先施設名を認定実務実習指導薬剤師名簿に登録する。

(2) 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。なお、認定から認定証到着までの間の便に供するため、認定後直ちに認定通知書を送付する（6. (1)⑥の通常はがきが提出されていない場合又は提出されていても宛先等の記載不備がある場合若しくは料金不足の場合は送付しない）。

(3) 認定証を交付された者の公表

すべての認定者について、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページに、氏名、認定番号、認定期限（年月日）及び勤務先施設名を掲載し、公表する。

認定に当たっては、上記全項目の公表を前提とし、全部又は一部の公表を希望しない場合は認定しない。

8. 認定の有効期間

認定の有効期間は、通常6年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。

9. 届出の義務

認定者は、名簿に登録された氏名、住所又は勤務先施設名に変更が生じた場合は、速やかに届出ること。(別紙 認定実務様式2)

10. 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、申請することができる。(別紙 認定実務様式3)

11. 更新申請

(1)更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

①認定期間中に、実務実習生の指導実績(勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。)が1例以上あること。

ただし、指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に記載した書類を提出すること。それに基づき委員会が個別に審査する。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に薬剤師実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

③更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、次のとおりとする。

講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン(内容は講座②と同じ。)

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。

更新講習の受講証(研修修了日が平成30年4月1日以降のものに限る。)の有効期間は、受講日から3年間とする。有効期間を過ぎた受講証は無効である。

(2)更新申請における提出書類等

①更新申請書(別紙 認定実務様式1-2)

②更新講習の受講証(正本)

③履歴書(別紙 認定実務様式1-3)

認定取得から現在までの職歴、薬剤師実務経験が確認できるよう記載すること。このうち、薬剤師実務経験については、勤務した各施設における1週間当たりの勤務時間数を記載すること(1週間当たりの勤務時間数が一定でない場合は、最短の時間数を記載する)。また、薬局における薬剤師実務経験の場合は、勤務した薬局店舗名を

記載すること（薬局を開設している会社名のみ記載は不可）。このほか、連続して1か月以上実務から離れた場合は、その期間及びその事由も記載すること。

④通常はがき（認定通知書用）1枚

通常はがき（従前の官製葉書のこと。私製葉書は不可。）に、宛先及び宛名を記載すること。

⑤更新申請料振込明細の写し

(3)書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 認定実務実習指導薬剤師認定係
郵便番号107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

(4)更新申請料振込先

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00130-5-119292

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号：〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0119292

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

(5)更新に係る特例等

① 11. (1)①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）がない場合、その次の更新申請をすることができない。

② 認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。

12. 更新に関する準用

7.（登録、認定証及び公表）、8.（認定の有効期間）、9.（届出の義務）及び10.（認定証の再発行）の規定は、更新の場合に準用する。

13. 手数料

(1)認定申請 5,143円（本体4,762円＋税381円）

(2)認定証再発行（紛失、氏名変更等による再発行）

1,749円（本体1,619円＋税130円）

(3)更新申請 5,143円（本体4,762円＋税381円）

なお、いずれの場合も振込み手数料は申請者の負担とする。

14. 認定の取消し

認定の取消しについては、公益財団法人日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度に準じて取扱う。ただし、「認定制度委員会」とあるのは「認定実務実習指導薬剤師認定委員会」とする。

15. 改正手続き

本要領の改正は、認定実務実習指導薬剤師認定委員会の承認を要する。

附則（平成26年5月20日）

- (1) 本要領は、平成26年5月20日より施行する。
- (2) 実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書（平成17年3月25日）に基づいて平成17年度より実施している認定実務実習指導薬剤師認定制度によって認定された認定実務実習指導薬剤師は、本要領によって認定されたものとみなす。
- (3)（削除）
- (4) 7. (3) の規定のうち勤務先施設名については、本要領の施行の際、現に認定を受け、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページに氏名、認定番号及び認定年月日が掲載されている者は、更新までの間掲載しない。また、新たな認定者への適用は、平成27年4月1日以降に申請したものからとする。
- (5) 更新申請受付期間は、認定の有効期間が終了する日の3か月前から前日（当日消印有効）までとする。
- (6) 認定実務実習指導薬剤師の養成講習会等の開催手続き等に関しては、別に定める。

附則（平成27年3月25日一部改正）

本要領は、平成27年4月1日より施行する。

附則（平成27年9月16日一部改正）

- (1) 本要領は、平成27年10月1日より施行する。
- (2) 公益財団法人日本薬剤師研修センターは、11. (1)③に規定する研修（更新講習）の受講が困難な対象者のため、講座カをeラーニングの方式により行うことができる。その実施方法については別に定め、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページで公表する。

附則（平成29年3月29日一部改正）

本要領は、平成29年4月1日より施行する。

附則（平成30年3月1日一部改正）

- (1) 本要領は、平成30年4月1日より施行する。
- (2) 平成26年5月20日附則(3)及び(5)中ただし書きを削除する。
- (3) 4. (2)①に規定するワークショップ形式の研修において交付された修了証のうち、研修修了日が平成30年3月31日までのものは、平成32年4月1日以降無効とする。
- (4) 改正前の4. (2)②に規定する講座ア、講座イ、講座ウ及び講座オ並びにかつて実施した厚生労働省補助事業による講習会において交付された受講証は、平成32年4月1日以降無効とする。
- (5) 改正前の11. (1)③に規定する更新講習（講座カ）において交付された受講証は、平成32年4月1日以降無効とする。
- (6) 改正前の4. (2)②に規定する講座ア、講座イ、講座ウ及び講座オ並びにかつて実施した厚生労働省補助事業による講習会において交付された受講証を有する者が認定申請（平成32年3月31日までにを行う場合に限る。）をする場合は次のとおりとする。
 - ① 6. の規定に従うものとする。ただし、6. (1)③「講習会（講座①、②及び③）の受講証（正本）」は、次のように読み替える。
 - ア 講座イ、ウ及びオをすべて受講している者であつて、認定申請の時点から過去5

年以内に、病院又は薬局で学生指導に携わった経験を有することから、講座アの受講が免除される場合

「講習会（講座イ、ウ及びオ）の受講証（正本）」及び「該当する学生指導の期間（日付を記載すること。）、指導した学生の所属大学名、指導した学生の氏名若しくは人数及び指導内容（簡潔にまとめたもの。）を記載した書類」

イ ア以外の者

「講習会（講座ア、イ、ウ及びオ）の受講証（正本）」

- ② 4年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者のうち、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師であること若しくは一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定を取得していること又は大学院医療薬学系修士課程を修了していることから5. ①に規定する実務経験を3年以上として受講（平成27年3月31日までの間に限る。）した者は、6.の規定によるほか、当該認定又は修了を証明する文書の写しを併せて提出すること。
- ③ 講座ア、イ、ウ又はオのうち、受講していない講座がある場合は、次のとおり講座①、②又は③を受講し、その受講証（正本）を提出すること。

講座アの場合	講座③
講座イの場合	講座①
講座ウの場合	講座②
講座オの場合	講座③

(参考：14. (認定の取消し) 関係)

研修認定薬剤師制度実施要領 (抄)

5-2 研修認定薬剤師の取消し

(1) 以下のアからウに該当する者は、その認定を取消す。

ア 薬剤師の資格を失った者

イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

ウ 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

(2) 認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、その求めがあったときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(3) 研修認定薬剤師の取消しは、認定制度委員会に諮った上で決定する。

公益財団法人日本薬剤師研修センター 理事長 殿

申請者氏名	ふりがな 氏名	性別	1. 男性 2. 女性
氏名ローマ字表記			
生年月日	西暦 年 月 日		
自宅 (住所は都道府県 から記載のこと)	住所：〒 電話番号：		
勤務先 (所在地は都道府県 から記載のこと)	名称： 部署： 所在地：〒 電話番号：		
連絡先メールアドレス (汎用しているアドレス)			
勤務先分類 (○で囲む)	病院 薬局		

認定実務実習指導薬剤師認定申請書

認定実務実習指導薬剤師の認定を申請します。なお、認定された場合、貴センターホームページ上に、認定番号、認定年月日、及び氏名並びに勤務先施設名が掲載されることを承諾します。

薬剤師名簿登録(免許) 番号(登録年月日)	第 号 (年 月 日)		
ワークショップ修了日	平成 年 月 日		
講習会受講日 (新講座の場合)	講座① 平成 年 月 日	講座② 平成 年 月 日	
	講座③ 平成 年 月 日		
講習会受講日 (旧講座の場合)	講座ア 平成 年 月 日	講座イ 平成 年 月 日	
	講座ウ 平成 年 月 日	講座オ 平成 年 月 日	
認定証の送付先 (○をつける)	1. 自宅 2. 勤務先		
添付書類	1. ワークショップ修了書(正本) 2. 講習会受講証(正本) 3. 旧講習会で講座アを免除した場合、その理由を記載した文書 4. 履歴書(認定実務様式1-4) 5. 薬剤師免許証(写し) 6. 通常はがき(認定通知用) 7. 認定申請料の振込み明細の写し(裏面貼付) *一旦提出された書類は、認定不可の場合を除き返却いたしません。		

以下、申請者は記入しないでください(日本薬剤師研修センター審査後記入欄)

認定番号	
認定年月日	西暦 年 月 日

認定実務実習指導薬剤師更新申請書

平成 (20)年 月 日

日本薬剤師研修センター 理事長 殿

認定実務実習指導薬剤師の更新を次のとおり申請します。なお、更新された場合、貴センターホームページ上に、氏名、認定番号、認定年月日及び勤務先施設名が掲載されることについて承諾します。

申請者氏名	ふりがな 氏 名	性別	1. 男性 2. 女性
氏名ローマ字表記			
認定番号(登録年月日)	実習指導第 _____ 号 (平成 (20)年 月 日)		
薬剤師名簿登録(免許)番号	第 _____ 号		
自 宅 (住所は都道府県から記載すること。)	住 所: 〒 _____ 電話番号: _____		
勤務先 (現に勤務している病院・薬局店舗等を記載する。母体となる社名のみ の記載は不可。所在地は都道府県 から記載すること。)	名 称: _____ 部署: _____ 所在地: 〒 _____ 電話番号: _____		
勤務先分類(○をつける)	病院	薬局	認定証送付先(○をつける) 勤務先 自宅

勤務証明	私は申請者 _____ が上記記載の勤務先に勤務していることを証明します。 平成 (20)年 月 日 署名(自筆) 所属: _____ 職名: _____ 所在地: 〒 _____			
実務実習指導状況	実務実習指導実績(○をつける)	有 無		
	実務実習指導実績のある場合 (実施年度、実習生の人数、実施施設名及び実習生の所属大学名を記載する。実施回数が7以上の場合、年度ごとにまとめて記載する。実習生の所属大学が複数の場合、1つの欄につき代表1校を記載する。)	実施年度(実習生の人数)	実施施設名	実習生の所属大学名
		平成 年度(名)		
		平成 年度(名)		
		平成 年度(名)		
		平成 年度(名)		
実務実習指導実績のない場合	裏面の記載欄に指導実績のない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導見込を記載			
講習	講習受講日	平成 (20)年 月 日		
添付書類	1. 講習の受講証明書(正本) 2. 履歴書(認定実務様式1-3) 3. 返信用通常はがき(認定通知書用)1枚 4. 更新申請料振込明細の写し(裏面の所定欄に貼付) * 一旦提出された書類は、更新不可の場合を除き返却いたしません。			

以下、日本薬剤師研修センター記入欄

受付年月日	年 月 日	備考	
更新年月日	年 月 日		

認定実務実習指導薬剤師 更新申請のための履歴書

<記載に当たっての注意事項>

- ・認定取得後の職歴（現職まで）を記載すること。足りない場合は複数枚使用可。
- ・職歴の勤務先名称は病院・薬局店舗名を記載すること。母体となる社名のみの記載は不可。同時に複数個所で勤務している場合、それが分かるように記載すること。
- ・転職、店舗異動等があった場合は、それぞれの就業年月と離職年月を記載すること。
- ・産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇など、連続して1か月以上の休暇を取得した場合はその期間および事由も記載のこと。

ふりがな	
氏名	印
連絡先 メールアドレス	(照会事項がある際に利用します。汎用しているアドレスを記載して下さい)

認定開始日： 年 月 日

就業年月	離職年月	職歴（病院・薬局店舗名を記載のこと）	1週間当たりの 実務従事日数・ 時間数
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間

上記記載事項に相違ありません。

*記載された事項は認定実務実習指導薬剤師の認定審査に係る事項以外には利用・公表は致しません。
但し、公的機関より法律に基づいた照会があった場合はこの限りではありません。

認定実務実習指導薬剤師 新規申請のための履歴書

<記載に当たっての注意事項>

- ・最終学歴以降の職歴（現職まで全て）を記載すること。足りない場合は複数枚使用可。
- ・職歴の勤務先名称は病院・薬局店舗名を記載すること。母体となる社名のみの記載は不可。
同時に複数個所で勤務している場合、それが分かるように記載すること。
- ・転職、店舗異動等があった場合は、それぞれの就業年月と離職年月を記載すること。
- ・産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇など、連続して1か月以上の休暇を取得した場合はその期間および事由も記載のこと。

ふりがな	
氏名	印
連絡先 メールアドレス	(照会事項がある際に利用します。汎用しているアドレスを記載して下さい)

最終学歴（大学名・卒業年月：大学院の場合、専攻・研究室名も記載のこと）

（ 年 月 ）

就業年月	離職年月	職歴（病院・薬局店舗名を記載のこと）	1週間当たりの 実務従事日数・ 時間数
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間
年 月	年 月		日 時間

上記記載事項に相違ありません。

*記載された事項は認定実務実習指導薬剤師の認定審査に係る事項以外には利用・公表は致しません。
但し、公的機関より法律に基づいた照会があった場合はこの限りではありません。

認定実務実習指導薬剤師養成講習会実施要綱

1. 開催目的

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（以下「講習会」という。）は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（平成26年5月20日施行）（以下「認定制度実施要領」という。）の4(2)②（新たに認定を受けようとする者）及び11(1)③（更新認定を受けようとする者）に規定する研修として開催する。

2. 実施主催者

実施主催者は、都道府県薬剤師会、都道府県病院薬剤師会、薬学部を設置する大学及び薬科大学並びに公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「薬剤師研修センター」という。）が認めた者とし、薬剤師研修センターを共同主催者とする。

3. 対象者

- (1) 認定制度実施要領4(2)②に規定する研修のための講習会の対象者は、認定制度実施要領の5に規定する受講資格を満たす者とする。
- (2) 認定制度実施要領11(1)③に規定する研修のための講習会の対象者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。

4. 実施内容・方法等

(1) 講習会実施責任者

講習会の実施に当たっては、実施責任者1名を置くこと。実施責任者は講習会の企画、運営、進行等を行い、その総括責任を負うものとする。

(2) 実施内容

講習会は集合講習会形式の研修（座学講習）とし、その内容は次のとおりとする。

① 認定制度実施要領の4(2)②に規定する研修のための講習会

講座①（60分程度）、講座②（60分程度）及び講座③（90分程度）

② 認定制度実施要領11(1)③に規定する研修のための講習会

講座④（内容は講座②に同じ。）

実施に際しては、原則として薬剤師研修センターが作成したDVDを用いる。ただし、DVDを用いて実施するのと同等以上の内容を担保できる場合は、講師による集合講習形式の研修（座学講習）として行うことができる。

なお、講座④は講座②と同一内容であり、同じDVDを使用するので、講習会の実施に当たっては遺漏のないよう留意すること。

(3) 実施方法

- ① 認定制度実施要領5に規定する受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効であることから、講習会の開催に当たっては、受講しようとする者に対してその旨を周知するとともに、受講資格を満たしていることを確認すること。また、講習会において、受講証は有効期間が6年間である旨を周知するこ

と。

- ②講習会の開催に当たっては、受講者の利便を考慮して日時等を決定すること。
- ③講座①、②及び③は、この順で受講することと規定されていることから、原則としてこれらは同一の日にこの順で開催すること。やむを得ず異なった日に開催する場合は、受講証の提示を求めて、受講者がこの順で受講することを確認すること。
- ④1つの講座を分割して異なった日に開催することは認めない。
- ⑤認定制度実施要領4(2)②に規定する講習会と、同11(1)③に規定する講習会を同一の日に開催することを考慮されたい。

(4)実施条件

- ①薬剤師研修センターの共催となっていること（薬剤師研修センターが共催を承諾した場合、実施主催者に共催承諾書を交付する）。
- ②プログラム及びテキストが用意されていること。なお、テキストは、薬剤師研修センターが所有する原稿に基づいて、実施主催者が準備する。
- ③公開型の講習会であること（プログラム中に公開型であることが明記されていること）。
- ④プログラム中には、30～40分程度の成果報告書作成時間が設けられ、かつ、当日提出すべき旨が明記されていること。ただし、講座④については、成果報告書の提出は不要である。

5. 開催申請

実施主催者は、開催日の3週間前までに、薬剤師研修センターに所定の申請料の振込明細の写し及び当日のプログラムを添えて共同主催の申請を行うこと（認定実務実習指導薬剤師養成講習会共催申請書：別紙 認定実務様式4）。

この場合、講座②と講座④は同じDVDを使用することから、両者を同一の会場かつ同一の時間枠で行うことも可能である（この場合のみ申請料は1講座分で良いものとする。）が、講座②の受講者と講座④の受講者では、成果報告書の提出の有無が異なることから、受講証の交付に当たって誤謬が生じないように注意すること。

なお、薬剤師研修センターが作成したDVDを用いず、講師によって行おうとする場合は、十分な時間的余裕を持って薬剤師研修センターへ相談すること。

6. 受講証の発行等

実施主催者は、講習会を受講し当該講座の成果報告書を提出した者（講座④の場合は、当該講座を受講した者。）に対して、薬剤師研修センターが定める様式の受講証を発行すること。この受講証は、認定実務実習指導薬剤師の認定申請又は更新申請を行う際に必要であるので、取扱いに留意するよう交付時に伝達すること。

受講証の交付と引き替えに受領した成果報告書は、実施主催者が保管（保管期間1年）すること。

7. 終了報告

講習会を実施した者は、その終了後2週間以内に、認定実務実習指導薬剤師養成講習会終了報告書（別紙 認定実務様式6）を、薬剤師研修センターに提出すること。

8. 改正手続き

本要綱の改正は、認定実務実習指導薬剤師認定委員会の承認を要する。

附則（平成27年3月25日）

- (1) 本要綱は、平成27年4月1日より施行する。
- (2) 「平成23年度以降の「認定実務指導薬剤師」養成講習会実施要綱（平成23年4月1日適用）」及び「平成23年度以降の「認定実務指導薬剤師」養成講習会の開催指針」は、平成27年3月31日限り廃止する。
- (3) 実務実習様式5（共催承諾書）及び実務実習様式7（受講証）は別途定める。なお、成果報告書の様式は任意であるが、見本を別途示す。

附則（平成29年3月29日一部改正）

本要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附則（平成30年3月1日一部改正）

本要綱は、平成30年4月1日より施行する。